

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

本定例会の会議に先立ち、三笠宮寛仁様のご逝去に対し謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。それでは、皆様ご起立願います。

黙祷始め。

(全員起立 黙祷)

○議長（佐藤忠吉） 黙祷お直りください。ご着席してください。

さて、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案の今国会成立に向け、6月4日に野田再改造内閣が発足いたしました。国会の法案成立には内閣改造もいたし方なかったと思うところではありますが、山積する課題に対し国民の声が反映されているのか、さらにスピード感をもって善処されるよう、切に望むものであります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回真室川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、真室川町議会会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。4番、佐藤正議員、5番、高橋保議員の両名を指名いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、会期の決定を議題とします。

会期日程につきましては、議会運営委員会に付託しておりますので、その結果について委員長より報告を求めます。議会運営委員長、佐藤正美君。

○議会運営委員長（佐藤正美） おはようございます。

本定例会の会期運営につきましては、去る6月1日午前10時より議会運営委員会を開催し、次のように決定をいたしましたので、ご報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日8日より12日までの5日間とし、専決処分の報告5件、平成23年度真室川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告1件、平成23年度真室川町水道事業特別会計繰越計算書の報告1件、委員選任への同意1件、条例の設定及び制定2件、工事請負契約の締結1件、平成24年度一般会計補正予算1件の計12件を慎重に審議したいと思います。

なお、会期日程につきましては、各位のお手元に配付しておりますので、説明は省略させていただきます。

議員各位並びに執行部におかれましては、円滑な運営がなされますようご協力をお願いし、報告といたします。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より12日までの5日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日より12日までの5日間とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3**、諸般の報告をいたします。

議員各位におかれましては、各小中学校の運動会への応援、体育協会表彰式並びに総合開会式へのご出席、ご苦労さまでした。

次に、本定例会に出席通知がありました者の一覧表の写しを皆さんのお手元に配付しております。

なお、代表監査委員、教育委員長、農業委員会会長につきましても、本会議全日程の出席を要求しておりますが、阿部助次農業委員会会長から本日の本会議の欠席届が提出されております。やむを得ない状況と認め、受理したところでありますので、報告いたします。

また、5月の議員協議会後における私の日程報告と、皆様方と私の当面の日程を別紙にまとめておきましたので、ご参照ください。

次に、町監査委員より平成24年5月の例月出納検査報告書が提出され、議長室にそろえておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

町長から何かございませんか。町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 諸般の報告ということで、3点報告いたします。

1点目は、5月22日から23日にかけて東京に出張してきました。社団法人日本道路協会、道路整備促進期成同盟会全国協議会総会に出席し、その後、要望書を9名の県選出国会議員の皆さんに渡し、要望してきたところであります。

2点目は、5月31日、最上開発協議会総会が開催され、平成25年度、国、県に対し最上地域重要事業要望書を決定し、国、県、関係機関との意見交換をしてきました。

3点目は、6月6日、東京に出張しまして、全国街路事業促進協議会総会に出席しまして、その後9名の県選出国会議員の皆さんに渡し、お願いをしてきたところであります。

今後の日程についてであります。明日、女甕山の安全祈願祭並びに記念登山を開催いたします。

6月17日、梅里苑主催の溪流釣り大会が開催されます。

6月24日、町消防団の総合大会が開催されます。

6月30日、既にご案内しておりますが、田中俊久氏の叙勲祝賀会を午後3時から遊楽館になっておりますので、議員の皆さんのご出席をよろしくお願いいたします。

7月15日、第26回真室川音頭全国大会を、中央公民館大ホールで開催いたしますので、ぜひご観覧をお願いいたします。以上であります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4**、議案を上程いたします。

平成24年第2回真室川町議会定例会議案。報告第2号 専決処分の報告について、報告第3号 専決処分の報告について、報告第4号 専決処分の報告について、報告第5号 専決処分の報告について、報告第6号 専決処分の報告について、報告第7号 平成23年度真室川町一般会計繰越明許費、繰越計算書の報告について、報告第8号 平成23年度真室川町水道事業特別会計繰越計算書の報告について、議案第25号 真室川町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、議案第26号 真室川町空き屋等の適正管理に関する条例の設定について、議案第27号 真室川町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 平成23年度町道小又大平線大池橋架替工事請負変更契約の締結について、議案第29号 平成24年度真室川町一般会計補正予算。以上、12議案を一括して上程いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5**、町長より提案理由の説明を求めます。町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 平成24年第2回真室川町議会定例会に提出いたしました報告第2号から第8号までの報告7件、議案第25号から第29号までの5議案、計12件につきまして、提案理由を説明いたします。

最初に、報告第2号 専決処分の報告であります。これは平成23年度真室川町一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算総額54億8,290万円に歳入歳出それぞれ8,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれを55億7,090万円と定めた補正予算であります。主な内容につきましては、歳入歳出決算見込額を節ごとに精査し、24年度への繰越金や繰越明許費財源に留意の上、歳入における特別交付税や徴税等の増額等、歳出における各種事業の不要額を活用し、公債費の繰上償還を行ったものであります。繰上償還であります。平成18年度に臨時財政対策債として借り入れした利率1.6%の起債にかかわる4,025万8,000円と、19年度に借り入れした利率1.5%の起債にかかわる9,700万円の合計1億3,725万8,000円の繰上償還を行い、これらの利息1,731万6,000円を節減いたしました。

報告第3号 専決処分は、平成23年度真室川町立真室川病院事業特別補正予算であります。本件は収益的収入及び支出において、入院、外来収益の増額と賃金、材料費、委託料の不要額を一般会計繰入金4,350万円の減額で調整し、既決の10億8,500万円から980万円を減額し、収益的収入及び支出の総額を10億7,520万円と定めたものであります。

報告第4号 専決処分は、平成23年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計補正予算の専決であります。本件は収益的収入及び支出において、仕入れ費の増加や営業収益の増額分を一般会計繰入金350万円の減額で調整し、既決の9,300万円に50万円を増額し、収益的収入及び支出の総額を9,350万円と定めたものであります。

報告第5号 真室川町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は町県民税における東日本大震災の復興支援として、被災居住用財産の譲渡期限の延長特例、住宅借入金等特別控除、均等割額の10年間の加算、また、固定資産税及び都市計画税、特別土地保有税、たばこ税等の地方税法の一部改正が行われたことから、当該条例の一部改正を行うものであります。

報告第6号 平成24年度真室川町一般会計補正予算であります。本件は既定の歳入歳出予算総額48億1,600万円に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれを48億3,300万円と定めた補正予算であります。歳出の11款災害復興費において、4月3日から4日の暴風雨による町道への倒木等の撤去費、公共施設の復旧経費が1,211万6,000円、凍上災害復旧事業査定設計委託料が488万4,000円、計1,700万円の増額、歳入において建物災害共済金を充てて、なお不足する682万円を前年度繰越金で調整したものであります。

報告第7号 平成23年度真室川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。本件は第1回定例会で提案しました平成23年度真室川町一般会計補正予算第2表、繰越明許費の5事業、5,609万2,000円について、地方自治法施行令164条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号 平成23年度真室川町水道事業特別会計繰越計算書の報告についてであります。本件は大池橋に添架している配水管の布設がえ事業費2,694万3,000円を24年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、議案第25号 真室川町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてであります。本件は固定資産評価審査委員3名のうち、本年6月24日をもって任期満了となる佐藤喜一委員について再任をしたいことから、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第26号 真室川町空き屋等の適正管理に関する条例の設定についてであります。本件は放置されている空き屋等の適正管理を促すため、調査、助言、指導及び勧告または命令を行い、町民の安全、安心の確保と生活環境の保全を図るため、当該条例の設定を行うものであります。

次に、議案第27号 真室川町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の改正により、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となることから、印鑑の登録と証明に関する規定の整備が必要であるため、当該条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第28号 平成23年度町道小又大平線大池橋架替工事請負変更契約の締結についてであります。本件は豪雪により工事区域の除雪に相当の経費を要したため、除雪費について増額する当工事の請負変更契約を締結したので、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議決を求めるものであります。

次に、議案第29号 平成24年度真室川町一般会計補正予算であります。本件は既定の歳入歳出予算総額48億3,300万円に歳入歳出それぞれ7,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれを49億1,200万円と定めた補正予算であります。歳出の主な内容につきましては、2款総務費において小川内地区の辺地共聴施設整備事業費補助金が684万8,000円の増額、6款農林水産業費の農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金が1,273万6,000円の増額、畜産規模拡大支援事業費補助金が1,555万7,000円の増額、農業体質強化基盤整備促進事業が2,157万5,000円の増額、11款災害復旧費において凍上災害復旧事業測量設計業務委託料が2,079万5,000円の増額などであります。歳入において補助金、分担金の特定財源で不足する3,594万7,000円は前年度繰越金で調整いたしました。

以上につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 日程第6、請願の紹介と委員会付託に入ります。

請願第1号について、紹介議員から説明を求めます。外山正利君。

○1番（外山正利） 私のほうから請願第1号について説明を申し上げる前に、この請願案件については、昨年の定例会議の中で議員各位のご理解をいただき、一部保険適用がなったというようなことについて、来月7月から保険適用がなるということですので、このことに対してまずもってお礼を申し上げておきたいなと思います。まだまだ中身的に不備でございますので、再度請願をお願いすると、こういうことでございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げて、請願第1号について説明を申し上げたいと思います。

請願者、脳脊髄液減少症友の会の代表の荒川ミキ子でございます。紹介議員、私でございます。

件名 脳脊髄液減少症の医療についての請願でございます。

（請願の趣旨）

脳脊髄液減少症は交通事故、スポーツなどの衝撃で脳や脊髄を覆う硬膜が損傷し、内部を満たす髄液が漏れ出て、頭痛などさまざまな症状を引き起こします。硬膜の外側に自分の血液を注入し損傷部分をふさぐブラッドパッチが、有効な治療法とされております。入院費を含め約10万から30万かかるため、今後保険が適用されるか注目をされております。この内容については、山形新聞の2011年11月5日付に報道をされております。新聞報道内容については資料として添付をいたしております。

そして、本年5月17日、厚生労働省は髄液漏れを防ぐブラッドパッチ治療を先進医療にすることを決めました。7月から適用され、平均1回1万8,000円かかるブラッドパッチの費用は全額自己負担のままですが、それ以外の入院や検査は保険が使えるため、患者負担が軽減されます。高額医療制度も適用されるようになりますし、私たちは脳脊髄液減少症の治療への医療保険適用を求めてまいりました。このたびの処置は一步前進と受けとめています。これを一刻も早く全面的な保険適用と、できれば自己負担なしの治療へ進んでいただきたいと思います。

ある患者は交通事故によって発症しました。交通事故以来頭痛、首痛、背中痛、膝痛、股関節痛など、体じゅう10カ所もの痛みで苦しみ、握力がなくなり、うつ状態になり、仕事も家事も気力がなくなりました。ストレスから高血圧へ、そして心臓に負担がかかり、心臓病となり、糖尿病にもなりました。交通事故によって前のように収入を得ることができなくなりました。

事故から約1年後、新聞で国際医療福祉大学熱海病院の篠永正道教授の治療があることを知りました。さらに徳洲会病院で髄液漏れの可能性ありと診断されました。治療をしてくれる県内の病院を探しましたが見つからず、仙台の病院にたどり着きました。そこで髄液漏れの診断を受けて、ブラッドパッチ治療を4回受けることができました。この治療によってようやく生きることができました。この治療を受けることができたのは偶然の重なりでした。普通は知らないで過ぎていくことが多いのです。しかし、事故から9年たってもまだ仕事が前のようにできる状態にまで回復するに至っておりません。しかも保険適用にならないために、治療費が損害保険の対象になりませんでした。ブラッドパッチ治療を負担の心配なく受けやすくしてもらえれば、完治して思う存分仕事ができるのではないかと思います。

この人に限らず、脳脊髄液減少症の患者は、医師や家族や学校、職場で理解されずに苦しんでおります。金銭的にも困窮しています。多額の治療の費用負担に苦しんでいます。結婚や子供を持つことを希望している人もいますが、体調不良が立ちはだかっております。

厚生労働省の研究班が山形大学医学部に設置され、2011年5月、中間報告しました。「これまでに漏れが確実とされた患者は100人中16人とどまる」——これも山形新聞でございます——とのことですが、患者をどうやって集めたのか不明です。患者として応募し研究治療をしていただきたいと願っている人は、全国にはもっと多くいると思われます。

以上、下記の事項により、関係機関に意見書を提出していただきたく、地方自治法第124条の規定により請願書を提出いたします。

(請願事項)

① 脳脊髄液減少症の治療として、一刻も早くブラッドパッチ治療を全面的に保険適用し、地域の病院で治療を受けられるようにしてください。

② 厚生労働省の研究班、山形大学医学部の脳脊髄液減少症の治療研究の募集を広く公表し、希望者は全員治療してください。

③ 脳脊髄液減少症と診断された患者の治療について、医療費窓口負担を無料にしてください。

以上であります。特段のご賛同を承るようお願いを申し上げ、請願の説明にさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） ただいま紹介されました請願第1号につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第7**、一般質問に入ります。

質問は、配付しております一覧表の順といたします。

なお、質問は真室川町議会運用例等を遵守するとともに、再質問は議席で行うことを許可します。

順番に質問を許可します。高橋保君。

○5番（高橋 保） さきに通告しております、もがみ観光博に当町としてどのように取り組もうとしているのか伺います。

東日本震災から復興に向け、被災地を含む東北全体を博覧会場に見立てた東北観光博の3月開催が協議され、6県28の観光ゾーンが観光庁より発表されました。実行委員は国土交通相を委員長、6県知事を副委員長とし、商工会議所、商工会、旅行業者など、15団体が参加、観光博の開催期間を3月18日から約1年間としております。6県28ゾーンで地元住民による観光案内や、特典付きのパスポートを発行する内容となっております。

その中で選定された本県のゾーンは、庄内、最上、銀山温泉、上山、天童、山形蔵王、米沢おきたまの5地区であり、もがみ観光博を盛り上げる絶好のチャンスであると思われま。さらに山形県や最上8市町村などで組織する最上地域観光協議会が中心になり、昨年9月から「もがみ旅づくり塾」を組織し、準備を進めてきました。本年5月1日までの発行数で山形県銀山温泉が2位、最上ゾーンが4位に入っており、最上交流センターゆめりあ内の情報案内センターで、地道な声かけ運動を行っております。東北28ゾーン1万冊の発行で、1位が仙台、秋保、作並温泉1,481冊、2位が銀山温泉で1,349冊、3位が角館、田沢湖1,031冊、4位が最上ゾーンで479冊、5位が青森、浅虫温泉432冊の結果となっております。

全ゾーンのスタンプを集めると、東北の名産品が当たる特典があり、発行数がふえれば周遊客がふえる可能性があり、小規模なゾーンが上位に入り全国的に注目をされております。

最上8市町村をエリアにした広域観光イベント、もがみ観光博が7月29日に開催することが決定され、11月18日まで、豊かな食文化、温泉や巨木、それぞれのテーマに沿った期間限定の体験メニューをそろえ、全国的に売り込みます。山形県の最上地域を知ってもらい、交流人口拡大のチャンスであり、各市町村の観光資源を磨き上げ、その魅力を発信すべきであると思います。

もがみ観光博は、最上地方をパビリオンに見立てて、温泉湯治文化、食と農の文化、森の文化、川の文化、伝統文化、心の文化（スピリチュアル）、街道文化、客人文化、以上8つの文化体験を設定しております。

温泉湯治文化ではプチ湯治体験、森の文化では巨木めぐりのツアーや巨木トレッキング、街道の文化では、俳人松尾芭蕉や源義経のたどった足跡、イギリスの女性旅行家、イザベラ・バードの足跡めぐりが企画されております。伝統文化では、新庄まつり囃子、稲沢番楽、鮭川歌舞伎が企画され、バラエティーに富み、観光客に楽しんでもらえる内容となっております。

2010年の本県を訪れた主要観光地の観光客数は、09年度より5.8%減の3,943万3,700人、うち、最上地方は10%減の249万7,700人で、県全体の6.4%にすぎません。観光PRではこれまで8市町村が別々に行動し、足並みをそろえて最上地域を売り込む機会が少なかったと思います。

今後の最上地域の観光を売り込むためにもしっかり連携し、交流人口の拡大と観光振興を図っていくことが大事であり、地域の観光資源や地元のよさは地場産業の一つととらえることができます。自然景観や観光スポットだけでなく、郷土色豊かな食、最上传承野菜、当町における甚五工門芋、とっくりかぶ、勘次郎胡瓜などなど、観光産業の一翼を担っております。その地域の住民、関係団体も関心を持ち、もがみ観光博の機運を盛り上げていただきたい。また、一過性のイベントに終わらせることなく、継続し取り組むことが誘客と最上ファンをふやすことになると思います。そこで、①、森の文化で巨木ツアーや巨木トレッキングを企画しているか。②、伝統文化等の企画があるのか。③、ガイドをどのように考えているのか。また、④、ガイド料金を設定するのか。⑤、観光マップ等の準備をしているのか。

以上の観点で質問をいたします。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 高橋保議員の、もがみ観光博に当町としてどのように取り組もうとしているのか伺うのご質問にお答えいたします。

もがみ観光博は、最上地域の観光振興の主な課題である、観光資源が少ない、あるいは知られていないこと、各市町村が独自にイベントを開催するなど、観光資源をばらばらに売り出すことが多く、消費者に与えるインパクトが弱いこと、3点に観光事業や観光振興に取り組む企業や団体が少ないことを解決するために、方策として最上地域独自の統一キャンペーンを開催

し、地域を挙げて観光機運の醸成を図ることを目的として、最上地域観光協議会を構成する県、市町村、観光事業者や地域の有志らが実行委員会を新たに組織し、開催されるものであります。

また、イベントとしての数字的な成果のみに焦点を当てるのではなく、このキャンペーンを契機として、地域みずからが観光資源の活用や継続的な取り組みを促すことを最大のねらいとしております。

7月29日にキックオフイベントを開催し、11月18日までの113日間、最上地域全域をパビリオンに見立て、巨木、清流などの自然、食文化、温泉や祭り、伝統芸能など、最上特有の観光資源を生かしたイベント等を新規の企画を含めて地域一帯で開催し、県内外の観光客に売り込む事業計画が策定されているところであります。

これまで個別にPRしていた各種イベントを、もがみ観光博の大枠でくくることで、情報発信力を高め、イベント同士の相乗効果を図り、開催期間の集客を前年同月比2割増とすることを目標としています。

また、平成26年度には、JRと自治体、観光事業者が協力して重点、集中的に宣伝販売を行い、全国からの誘客を図る国内最大規模の観光キャンペーンである、JRデスティネーションキャンペーンの開催が決定しており、平成25年度にはプレキャンペーンも計画されることから、もがみ観光博についても、一過性のイベントではなく、観光商品として価値を高められるよう、磨き上げの絶好の機会としてとらえているところであります。

1点目の森の文化で巨木ツアーや巨木トレッキングを企画しているかについてであります。期間中は、JR主催の旅行商品である駅長と歩く小さな旅に、コカリナの音色と巨木に出会う旅として、9月16日に女甕山の大大カヅラ周辺のトレッキングと、美林帯で木製コカリナのミニ演奏会を楽しめるツアーの提案企画、また、11月には主に写真愛好家を対象とした写真撮影ツアーを計画しているところでもあります。

次に、2点目の伝統文化等の企画があるかについてであります。10月14日開催予定の第20回番楽フェスティバルをこの観光博の参加イベントとして位置づけ、情報発信に努め、新たなファンの獲得に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のガイドをどのように考えているのかと、4点目のガイド料金を設定するのかについて、あわせてお答えいたします。

もがみ観光博は、最上地域内の各種イベントを総合的に情報発信し、知名度を向上させることが大きな目的ですから、統一的なガイド役の配置や、料金を徴収してのガイドなどの予定はなく、個別イベントの計画によるものとされます。

また、ガイドの養成という点については、平成23年12月において答弁しておりますが、当町ではガイド養成を目的として最上地域雇用創造推進協議会事業としての観光案内人養成講座を平成22年、23年度において開催いたしました。22年度については、延べ66名、23年度について

は76名の参加者でありました。

今後の各人の観光案内についてのかかわりをアンケート形式でお聞きしたところ、13名の方より回答をいただきましたが、観光資源や案内についてもっと勉強したいとした方が9名、これまでの成果を活かし行動したいとした方が4名でありました。すぐに具体的な観光案内ができると考えている受講者は少なく、大方はもっと勉強して観光資源や案内の仕方を学んでいきたいと考えているようであります。

案内人養成講座の受講者にはさらに研修の場が必要なものと思いますので、今年度は9月と10月にJRツアー、「駅長オススメの小さな旅プラン」が予定されていますので、その中でスポットガイド役を担っていただくなど、自己研さんの場を提供してまいりたいと思います。

最後に、5点目の観光マップ等の準備をしているかについてであります。平成20年に作成した真室川町観光マップの在庫がなくなったことから、このたび改訂版を作成いたしました。これまで、ちょうだいいたしました皆様からのご意見を参考に、見やすい、親しみやすい、受け取りやすいという視点を重点とし、梅里苑周辺マップ、見どころ、遊びどころ、まちなかマップ、いいもの自慢、ネイチャーマップ、飲み食いどころ等を内容としたものです。

また、観光マップ作成とは別に、史跡案内板設置事業として、昨年度に、真室川飛行場についてのイメージや歴史を表示した案内板と標柱を、野々村ため池と野々村集落内に設置しており、今年度は鮭延城址に説明案内のための看板を設置する計画であります。加えて、本会議に関係予算を計上しているところですが、もがみ観光博スタートに合わせ、郡内の自然や文化、イベントの情報を効果的に発信するため、最上広域市町村圏事務組合が広域交流センターゆめりあに設置する46型9面構成のマルチディスプレイでも町内の観光資源をPRしてまいります。

町の総合的な観光看板としては、森の停車場前に1カ所、真室川公園に1カ所を従前より設置しておりますが、平成20年度からはみどり環境交付金事業を活用して、木製の案内標柱を、登山道、巨木、真室川公園内等に29カ所、34本を設置してきておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 3点目のガイドをどのように考えているか、ガイド料金をどのように設定するかについてなんですが、やはりアンケートの結果は、今、答弁いただきましたとおり、また、12月の議会でも答弁いただいたとおりであるんですが、こういうふうな機運が盛り上がってきますと、個人の団体、個人の団体と言ったらちょっとおかしいかもしれませんが、少人数で真室川に行ってみたい、そういうような場合にどのようにガイドをお願いしていったらいいかということは、私もいろいろ考えながら悩んでいるところなんですが、さらにもう少し案内をしたいという方に対して勉強の場を与える機会がないか、今答弁いただきましたとおり、「駅

長オススメの小さな旅プラン」でスポットガイド役を担っていただきたいというふうなことな
んですが、そのほかにももう少し勉強していただく機会を与えることができないのかどうか、せ
っかくのいいチャンスですので、ひとつその辺のことをもう一度お聞かせいただきたいと思
います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上君。

○町長（井上 薫） 今までもアンケートの中での回答を踏まえながら、もっともっと積極的にとい
うようなことも話し合っていくということも大事だとは思っております。

まずは9月、10月に参加者を募りながら、その中で説明して、ガイドの経験を踏んでもらっ
て、その後またお話を聞いてやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

○議長（佐藤忠吉） 高橋君。

○5番（高橋 保） 鮭延城跡に看板を設置するということであるんですが、あそこまで上がって
いくには薬師沢道というところ、搦手門は裏門なわけですが。帰りはあそこからおりる人も
いるんですが、前にも私質問したことがあるんですが、薬師沢道のいわゆる整備ですね。非
常に山を切り開いているものですから、排水が悪くて、途中道路を横断して土が流れてい
って欠落しているような場合があるわけですね。

そういうような看板を立てると同時に、そういったところを点検して、みんなが、老若
男女が上ってここに鮭延城があったんだというふうなことになるれば、もっとも観光客
が、歴史の好きな観光客がふえると思うんですが、草刈りはしているというふうな
ことを聞いておるんですけども、道路のいわゆる整備というか補修について、考
えたことがあるんでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上君。

○町長（井上 薫） 私が就任したときには、内町のほうから入って行って、階段状に上
り道があるわけでありまして、それが水で流れて通れないというようなことがありま
して、早速階段を整備してきたところであります。

そういうところで、また、野々村のほうからも昔、前はそういう道があったとは聞
いていまして、いろいろ話を聞いたりやってきて、そういう道をつくるのには地権
者の絡みもまだ解決できていないというようなこともあります。以前はそういう
ことで断念したというようなことを聞いているところであります。まずは、今
せっかく階段も整備したところでありますので、そのところからまずは上って
いただければと思っております。

大型バスで来て駐車場もないというようなことも聞いていたんですけども、最近
そういう広場もどうしようかと検討はしたところでありますけれども、最近
はそういうバスで来るというのがなくなっているというようなこと
のようであります。

状況を見ながら、この観光博に向けながらそういう整備をとというようなこと
で考えていかな

ければと思っておりますので、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 7月、教育委員会主催でふるさと学習ってあるんですが、私ももちろん参加したいと思っておるんですが、その際、中林湿原まで行くことになっております。それといわゆる中村湿原には山野草等あるいはハッチョウトンボ、希少動物なんですが、そういうのが生息している。また、長沢前の五輪森にはイバラトミヨという非常に珍しい魚がすんでおると。そういうようなことを、山とかそういうふうな森を、里山を守るというふうな観点から、そういうところもやっぱりPRしてもらったらなというふうなことを思っているんですが、その点についてどのようなお考えを持っているか。

○議長（佐藤忠吉） 質問者に申し上げます。質問通告に沿って再質問をしてください。

○5番（高橋 保） じゃあ、言いかえますと、そういうふうな埋もれた観光資源もあるわけですので、そういうふうなことを開発していくためには、どのように考えているのか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 中村湿原については、旧差首鍋小学校地区の皆さんが取り組んで、いろいろ整備をしてもらってきた経過があります。それはそれで、今後ともそういう統合小学校になりますけども、地区の人たちでやっていこうというような話も聞いているところであります。

また、ほかにもギフチョウ等、貴重な小動物が町には点在しているわけでありますので、絶やすことなく調査してもらいながら進めてきているところでもありますし、さらに地図に落としながら、整備をしながらやっていきたいとは考えております。

○5番（高橋 保） 結構です。

○議長（佐藤忠吉） 終わりますか。

○5番（高橋 保） はい。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き、一般質問を許可します。大友又治君。

○7番（大友又治） それでは、私より、先に通告しておりました事項について質問させていただきます。

第5次真室川町総合計画（前期基本計画）では、快適で安心できるまちづくりの施策として、道路網の整備、交通体制の整備、生活環境の整備、防災体制の整備、克雪・利雪のまちづくり、地球温暖化防止対策の推進が掲げられております。以上の政策、すべてまちづくりにとっては重要な政策でありまして、また有機的につながっていると思っております。町民が住みたいと思える、好きと言える、魅力ある住環境の整備拡充が必要だと思っております。

道路網の整備は、日常生活や経済活動を支える住みよさのバロメーターとも言えます。町の平成23年3月31日現在の町道の現況は、認定路線数248路線、実延長約192キロメートル、改良

率68.2%、舗装率71.4%、橋梁数112、延長2,044メートル、トンネル1カ所、延長191.5メートルとなっております。

ちょっと、私の勘違いかも知れませんが、道路橋梁の取得価格、町のバランスシートでは約10億368万ぐらいかなと思いました。

住民の改良要望は強く、計画的な道路整備の促進が必要です。特に平成24年の低温により発生した道路路面の凍上被害について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となる、災害復旧事業の採択範囲の通知が4月6日、国土交通省よりあり、山形県全域がその対象となりました。凍上災に係る講習会、これ5月8日火曜日に行われたように新聞報道されてました。

6月上旬に被害状況のとりまとめ、国交省への災害報告、6月下旬から災害査定、実地査定による工事費の決定、7月から災害復旧工事の実施等のスケジュールになっているようございます。

この前の総務課長の説明の中で、真室川16カ所、安楽城7カ所、釜淵・及位6カ所、計29カ所、総延長約10キロメートル、事業費が3億円弱の予定だというふうに伺っております。

当町では平成18年度に凍上災の対象になりまして、国庫負担金というのが4億4,335万ほどちょうだいをして災害復旧工事を実施しております。国の査定待ちではございますけども、100%凍上災の対象になるように期待しているところでございます。

平成21年4月1日現在で、日本の15メートル以上の橋は約15万5,000橋あるんだそうございます。築後50年以上の橋の割合が8%、これが10年後には26%になる。20年後には53%。50年以上経過する橋の割合が20年後には53%になるという予定だそうございます。

国は大切な資産である道路ストックを長く大事に保全し、安全で安心な道路サービスの提供や、ライフサイクルコストの縮減等を図るため、定期的な点検により早期に損傷を発見し、事故やかけかえ、大規模な補修に至る前に対策を実施する予防保全を実施しております。

県は、平成23年6月、山形県橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。平成23年4月現在で、2,349の道路橋を管理しております。このうち、昭和30年から50年ごろの高度経済成長期に大量にかけられた橋梁が今後急速に高齢化が進むことで、従来の傷んでから直す管理を継続した場合、維持管理コストが膨大となり、利用者の安全、安心が難しくなります。

計画の目的としては、安全性を確実に確保する、コストの縮減、それから必要予算の平準化を図るというふうになっております。

平成23年3月31日現在の町の橋梁112のうち、15メートル以上の橋が43あります。うち、30年以上経過が36橋、20年以上経過が7橋となっております。

町長は、平成23年度の施政方針の中で、町内109橋の橋梁点検が平成22年度で終了するので、架替工事と修繕工事とに分けた整備計画を立て、計画的に整備すると述べております。

町の長寿命化計画の策定や修繕状況はどのようになっているのでしょうか。お伺いしたいと思います

います。

次に、生活の整備には水道、生活排水処理施設、住宅整備、ごみ処理と保全管理があります。水道については、最上広域水道用水給水事業による給水以外、すべて町内の河川から取水をしております。原水となる川の汚染を防ぐためには、汚水を川に流さない生活排水処理施設の普及率の向上が急務となります。

町では、平成20年3月にエクセルギータウン宣言をしておりますが、その宣言は真室川の水が昔のように飲める環境の町を目指したものと町長の答弁でございました。

2010年度、平成22年度末の県内の生活排水処理施設の普及率は、前年度より0.7ポイントふえて87.2%となっております。

市町村別の普及率は、トップが三川町99.8%、次いで中山町99.7%、山形市99.2%と、ベストスリーは高いものがあります。また、近隣では舟形町が96.1%となっております。それで、最も低いのは、残念ながら真室川町で48.3%。この48.3%の内訳は、下水道の普及率が19.3%、それから合併浄化槽が28.65%、合計で48.3%になっているんですが、次が鮭川村が56.6%、尾花沢市が60.3%。この中で50%を切っているのは当町だけなんです。これ非常に恥ずべきことでございます。

町の公共下水道事業は、平成14年10月1日から順次供用開始しており、平成22年度末、23年3月で、許可区域97ヘクタール、整備面積77.3ヘクタール、整備率……供用率とも言うそうですが、79.7%となっております。認可上の工期である平成26年度までに、事業認可面積97ヘクタールの整備を計画どおり完了することとさせていただきます。

町の平成23年3月末の生活排水処理施設整備について、その中の生活排水処理形態別人口というんですが、水洗化をしたり生活雑排水処理をしている人口、これが3,676人。その内訳としまして、合併処理浄化槽で2,851人、下水道で825人、この3,676人を23年3月末の町人口9,184人で割りますと、40.0%になる。それから単独処理浄化槽が1,067人、町人口の11.6%、非水洗化人口、つまりまだ単独も合併も下水道にも入っていない、いわゆるくみ取り方式のその人口が4,441人、同じく48.4%となっております。

公共下水道に限って見ますと、先ほど言いましたように、下水道に加入している人口が825人ですから、これを9,184人で割りますと、町全体の9.0%の人にしか利用されていないということになります。それから、水洗化率、つまり下水道の工事はずっとしているんですが、実際に接続をしている、その接続率、これが45.8%、つまりこれは825人が接続されている。その面的整備をした区域内の人口は1,803人ということで、半分に満たない。せっかく高いお金をかけて工事をしているんだけど、半分に満たない低い接続率になっております。

面的整備が終了しているのに下水道に接続しない世帯への広報、啓蒙により、水洗化率の向上を図る必要があります。ただ、町の4月1日現在の世帯数、2,895世帯なんです、そのうち65歳

以上のひとり暮らし世帯が248世帯です。全体の8.6%。これが1人世帯ですね。これが例えば高齢者のみの2人以上世帯、それを加えると、恐らく10%以上がもう高齢世帯になるんじゃないかなと。

そういうふうなことを考えますと、もちろん下水道計画区域の中に高齢世帯が何世帯あるかぐらいは把握をしているとは思いますが、そういうことを考えると、やっぱり公共下水道にお金をかけて加入促進をするのは、これは非常に難しいものもあるのかなという気がします。

さらに、平成24年度の予算で、公共下水道事業に7,300万円余りが一般会計から繰り入れの予定になっています。それで、私、前にもちょっと申し上げたんですが、下水道が14年から始まって23年度まで、一般会計からどれぐらい繰り入れているかと言いますと、6億749万円、10年間で繰り入れをしているわけです。ただ、その間、下水道に係る地方交付税が合計3億311万円交付されておりますので、差し引きしますと3億483万円、つまり年間平均3,000万円以上が差し引き実質繰り入れされているということでございます。

また、24年度末の下水道会計の町債、町の借金残高見込みは10億5,200万円の予定なんです。水道事業会計というのはほとんど……、まだ給水されてないところがあるんですけども、水道事業会計とか、病院事業会計などの、これも繰り入れがされておりますけども、ただこの下水道の場合は、計画区域内の一部受益者のための繰り入れであり、また借金であると。だから、計画区域外の住民の不利益、それから不公平につながると言っても過言ではないかと思えます。

東日本大震災の原発事故以来、再生可能エネルギーに関心が寄せられております。公共下水道等を利用して、例えばその処理の過程に発生するメタンガスを利用した発電とか、それから最終の、終末の排水の落差を利用した小水力発電、さらに汚泥の堆肥化や燃料化など、そういう再生可能エネルギー、そういう下水道があることによって、そういう再生可能エネルギーができるかどうか、そういった検証もやっぱりしていくべきじゃないかなというふうにも感じます。

町全体で生活排水処理施設普及率を上げるためには、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設、県内では28市町村で農業集落排水処理施設を設置しています。舟形は先ほど96.1%と言いましたけども、舟形では農業集落排水処理施設が49.9%しているわけですね。だから、こういった合併処理浄化槽とか農業集落排水処理施設と下水道との費用対効果も、やっぱり検証すべきだと思います。

また、普及率向上のためには、浄化槽設置整備補助金の増額も必要なのではないでしょうか。近隣町村と比較してどれぐらいになっているのでしょうか。ちなみに町は5人槽で45万、それから7人槽で52万5,000円、10人槽で66万6,000円なんです。隣の金山は100万円の補助金を出しているわけですね。その辺で増額も必要なのではないでしょうかと。

県は、浄化槽水環境保全推進事業費ということで、6,968万円を今年度新規に予算化してお

りまして、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換に対する支援を図るとしております。この6月1日付の山形新聞の紙上でも、住環境快適サポート補助金、この浄化槽設置工事に16万から20万円を上限として上乗せされるというふうな報道がありました。さらに、やっぱり町民へこういうことの周知徹底を図る必要があるかと思えます。

平成27年度生活排水処理施設の普及率、県は91%の目標を設定しております。町の計画の中では、我々は64.5%の設定と聞いたんですが、ただこの64.5%の設定では、いつまでたっても県下最下位を脱することはできないと思う。また、このままではいつまでたっても川の水は飲めません。抜本的な見直しを図る必要があります。

次に、町は平成19年度、情報格差の是正のため、町内78全集落に光ファイバー網を敷設し、全世帯が超高速インターネットを活用できる環境を実現しました。事業費が3億3,000万ほど。国庫補助金が1億1,000万、3分の1ですね。残りは過疎対策事業債2億1,000万ということで、これにより、住民ブロードバンドサービス、緊急連絡システム、防災放送システム、地上デジタル放送の不感地帯の解消など、さまざまな分野で恩恵をこうむっています。

また、議会の実況中継や、録画のインターネット配信を行っている町村……町村だけしかちよっと調べなかったんですが、県内で12町村あります。最上管内では鮭川村と戸沢村が実施しているようでございます。

インターネットの環境が整っていないと、国とか県とか町等がホームページ等で発信している情報というのは、住民、受け手側に情報格差が生ずることになります。当初この事業を、インターネットの光ファイバーを敷設する事業の当初計画の普及率と比較して、今はどうなんでしょうか。普及率の向上を図る考えはないでしょうか。

人間の生活の基本である衣食住のうち、魅力ある住環境の整備は行政の大きな役割の一つです。いつまでも真室川町に住みたいと思うまちづくり、好きと言えるまちづくりのために、以下のとおり、町長にお伺いいたします。

1. 好きと言える町づくりのために魅力ある住環境の整備を。①、橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況は。②、生活排水処理施設普及率の向上施策は。③、真室川町地域情報化計画の検証を。

以上、私のこの場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 大友又治議員の好きと言える町づくりのために魅力ある住環境の整備をのご質問にお答えいたします。

1点目の橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況についてはありますが、橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況については、平成24年3月28日に橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託が完了し、策定した計画は町ホームページ等で公表することになっており、現在最終確認を学識経験者の東

北大学大学院工学研究科の久田真教授にお願いしている状況であります。確認が済み次第国土交通省へ提出し、承認後に町ホームページで公表となりますが、今のところ6月中を予定しております。

この計画をもとに、平成25年度から社会資本整備総合交付金事業を活用して、橋梁の修繕を実施していく予定であります。修繕する橋梁の優先順位として、まずその橋梁が1・2級町道と、その他町道のいずれか、次に橋長が15メートル以上か、未満なのかで優先順位を決定しますので、優先順位は1・2級町道にかかる橋梁、15メートル以上の橋梁が上位になります。

さらに、平成20年度から3カ年実施した橋梁点検により、橋梁の主要部材である主桁、床版、橋脚、橋台等にひび割れや剥離、腐食などの明らかな異常が見られた橋梁を優先して修繕していく予定であります。

また、橋梁の二次部材である高欄、地覆、伸縮装置等に異常が見られた橋梁については、現地調査を実施しながら危険度に応じて修繕していく計画としております。

しかし、主要部材や二次部材に何らかしらの異常がある橋梁が112橋中97橋あり、これらを短期間で集中して修繕していくことになると、工事費の概算総額は約4億円となることから、財政負担を考慮し、10カ年計画として各年約4,000万円の工事費で予算の平準化を図りながら修繕を実施していく計画であります。

また、修繕状況については、平成21年度に町道大池1号線にかかる、大池2号橋をボックスカルバートにより改善しておりますが、橋長が1.5メートルと2メートル以下のため、橋梁台帳から外し、平成22年度より管理橋梁数を112橋としております。

さらに、現在大池橋の架替工事を実施しており、本年度中に完了する予定であります。

町道新及位中ノ股線道路改良工事においても、橋長3.5メートルの小六郎沢橋をボックスカルバート化する計画です。

町道八敷代一清水線にかかるつり橋である清水橋は、木製床版の傷みが激しいことから、平成23年度に補償物件でストックしている木材を活用して改善を図る計画であり、町道大池一谷地ノ沢線にかかる木橋谷地ノ沢4号橋も老朽化が甚だしいことから、今年度に改善を図る計画であります。

また、町道小又一上小又線にかかる上小又橋につきましては、幅員が狭いことから、冬期除雪に支障を来しているため、既存の橋を活用しながら拡幅を計画する測量設計を今年度発注し、来年度以降に改善を図る計画でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の生活排水処理施設普及率の向上施策はについてであります。生活排水処理施設整備事業は、水環境の再生、生活環境の快適化、ナショナルミニマムの観点から、喫緊の課題として普及対策に対して積極的な取り組みを進めているところであります。

しかしながら、昨年県が公表した平成22年度末現在における生活排水処理施設普及率は、県

全体における平均は87.2%、最上地区においては67.6%であるのに対し、当町における普及率は48.3%、合併処理浄化槽が28.6%、下水道が19.6%となっており、依然として低い状況にあります。

なお、平成23年度末における当町の普及率は、未発表速報値ではありますが、昨年度より0.4ポイント増加の48.7%となる見込みであり、合併処理浄化槽が29%、下水道が19.7%の見込みです。

普及率が予想より伸びなかった理由に、処理人口の大幅な減少等が挙げられます。浄化槽においては、平成23年度の浄化槽設置による処理人口が93人に増加したにもかかわらず、全体的な浄化槽人口の減少、また下水道の供用開始により、下水道の処理人口が増加しても当該区域内において浄化槽を設置している場合は、その分の人口を浄化槽人口から差し引かなければならないため、結果として浄化槽処理人口は昨年に比べ減少してしまうこととなります。

下水道においては、平成23年度分の工事完了により40人増加しておりますが、下水道区域内における人口が大幅に減少したため、こちらも昨年に比べ減少の結果となってしまいました。

トータルとして区域人口の大幅な減少がありますので、普及率全体においては微増という結果となっております。当町の普及率が低い要因に、下水道等の集合処理区域が極めて狭いということが挙げられます。集合処理による施設整備は普及率を著しく向上させることができる最善の策と考えられますが、建設費用が莫大にかかることから、その費用対効果を考慮した計画が重要であり、当町においては経済比較等を行った結果、個別処理による整備を最良の事業効果と考え、下水道区域を当初の全体計画185ヘクタールから97ヘクタールに縮小し、この区域以外のすべての区域を個別処理による施設整備計画を選択した経緯があります。

近年、県内の市町村においても、集合処理から個別処理に事業計画の変更を行っている傾向にあります。農業集落排水処理施設については、他の自治体の例を見ると、200世帯から300世帯の処理戸数でおよそ10億円から30億円の事業費を要しているようであります。集落の地理的な状況にもよると思われませんが、膨大な事業費となっており、補助金を除いても数億円の単独費用を必要とすること、また、合併処理浄化槽の普及率は平成23年度末で県内でも2位の28.6%で、一定程度、合併処理浄化槽が普及してきている当町の現状から、農業集落排水処理施設は整備しても低い加入率になることが懸念され、費用対効果を考えると疑問があるところであります。

このことから、当町においては、財政的な面も考慮しながら、合併処理浄化槽の普及をさらに強化していくことが生活排水処理施設の普及への近道と考えます。

新庄市最上郡内で同様の補助金を交付している市町村の状況は、5人槽が低いところで35万2,000円、高いところで100万円、7人槽が低いところで44万1,000円、高いところで110万円、10人槽が低いところで58万8,000円、高いところで120万円となっており、管内で見れば当町に

については中ほどの補助金額となっています。

生活排水処理施設の普及率はいつまでたっても最下位を脱することはできない。抜本的な見直しを図る必要というご指摘ですが、今後は県の支援を受けながら、新しい制度を積極的に取り入れ、その効果に期待しつつ粘り強く普及に取り組み、早期に目標数値に到達し、さらに上乗せを図っていきたいと考えています。

その1つ目が平成23年より新設した住環境快適サポート事業であり、議員ご指摘のとおり、住宅内のトイレや台所のリフォームについては、住環境快適サポート補助金があることを広くお知らせし、普及率拡大の策としております。これまで浄化槽設置補助は、浄化槽設置工事に伴う屋内の付帯設備費用は補助の対象外であり、100%個人負担としていましたが、住環境快適サポート補助事業では、その屋内の付帯設備費用の10%、上限20万円を補助することとしており、平成23年度の実績においては、浄化槽設置件数21件のうち12件が住環境快適サポート補助金を利用している状況にあります。昨年度は周知年度としてとらえ、今年度以降はさらに普及促進を支える制度として大いに期待しているところであります。

2つ目として、平成24年度から施行される山形県浄化槽水環境保全推進事業であります。この事業は単独浄化槽またはくみ取り式から合併処理浄化槽へ転換する際、かかる費用の住民負担の軽減を図るための補助であり、これまでの浄化槽設置補助に県が上乗せすることとなり、当町においては6月中旬をめどに施行の準備を進めています。

制度の周知徹底を図るため、業者説明会も予定しています。県補助により町の補助要綱を改正し、浄化槽設置工事費が標準的な施工額であった場合、5人槽については現行補助金45万円を14万2,000円増額し、59万2,000円に。7人槽については現行補助金52万5,000円を21万6,000円増額し、74万1,000円に。10人槽については現行補助金66万6,000円を22万2,000円増額し、88万8,000円にしたい考えであります。

この県補助の上乗せを行ったモデル的なケースとしては、7人槽を設置業者が施工し、浄化槽設置工事費が標準的な施工額110万4,000円であった場合、従来は52万5,000円の補助額でありましたが、74万1,000円の補助額となり、さらに住環境快適サポートによる住宅内工事の補助の上限20万円を加えると、94万1,000円の補助額となることで、より利用者の負担が軽減されることとなります。今後の手だてとして、他市町村での対策等の情報収集に、未水洗世帯のリストアップや、単独浄化槽設置者への意識啓発など個別的な対応も考慮し、さらに普及促進に向けた取り組みを進めます。

平成22年度に実施した浄化槽設置のアンケートによれば、設置しない理由として第1位が経済的理由で36.3%でした。この点については、今後補助金の増額や住環境快適サポート補助の併用により利用者の負担の軽減を図り、普及につなげてまいります。第2位の現状で支障がないという回答が30.3%でした。この点については、合併処理浄化槽の利便性や快適性ととともに、

生活雑排水による水質汚濁を防止し清浄な水環境を後世に残していくことの必要性を認識していただきます。第3位には将来的理由で19%となっています。これは、高齢者世帯等が将来を見据えて、整備する意思がないということと思われます。この点については、高齢者世帯を中心にした個別の対策も考慮してまいります。

いずれにしましても、周知活動を強化し、対象者に合わせた個別の説得が最も重要としますので、効果的な宣伝方法を検討しながら、粘り強く対応したい所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

下水道事業の状況であります。生活排水の集合処理により公共用水域の水質保全とともに、臭気の解消を初めとした住民生活の快適性の向上を目的として整備を進めておりますが、平成23年度末現在、認可区域97ヘクタールのうち、81.8ヘクタールが面整備を完了しているところです。生活排水処理施設として、住宅が密集する地域にあつては、生活環境の向上に大きく寄与できる反面、ご指摘のとおり膨大な費用を要する点では、整備効果の向上に期待したいところではありますが、長引く不況や高齢者世帯の増加など、社会的、経済的背景は悪化をたどっている一方であり、下水道加入率は平成23年度末現在、1,777人のうち840人、47.3%にとどまっている現状であります。平成26年度の事業完了に向け、面的整備は終盤に差しかかっておりますが、残りの15.2ヘクタールの中には、軌道横断や河川横断など特殊工法を要しながら対象戸数が数件のため、投資効果に乏しい区域もあり、これらについては整備の可否を再検討しているところでもあります。

また、未加入の家庭については、今後、訪問、パンフレット配布とともに、排水設備指定店と連携した普及活動を推進し、普及率の向上に努めてまいります。

次に、3点目の真室川町地域情報化計画の検証をについてであります。情報技術のめざましい発展により、あらゆる分野において必要な情報をリアルタイムで自由に利用できる高度情報化社会の中で、日々の経済活動が行われております。真室川町地域情報化計画策定当時は、人口減少や少子高齢化による過疎化と都市部との情報格差の拡大等も大きな課題となっており、これらの課題を解消するため、平成13年3月に策定した第4次真室川町総合計画に情報ネットワークの整備を掲げ、平成13年度に真室川町地域情報化計画ゆめねつと構想を策定し、推進を図ってまいりました。それぞれの計画書にインターネットの文字が掲載されてからはや10年が経過し、今では光ファイバー網を活用した高速データ通信が当たり前となり、行政システムはもちろん、住民の日常生活や経済取引にも大きな恩恵を与えております。

具体的な当町の地域情報化の取り組みとしては、平成12年と13年、全職員を対象としたインターネットを使うためのIT技術講習会を開催しました。平成14年度は、地域インターネット導入促進基盤整備事業を導入し、役場内にサーバーを整備し、町内の公共施設11カ所を、民間借用光ファイバーでネットワーク化し、公共情報端末を設置することにより、双方向の情報通

信による行政サービスの拡充を図り、町民生活の利便性の向上を図るためサービスを行ってきました。同年、事務の効率化、職員のIT技術向上のため、全職員にパソコンを設置し、電子メール、掲示板による事務連絡、公用車、会議室予約、共通書式による事務改善を行いました。

平成15年度は、文書管理システムと財務会計電子決済システムを導入いたしました。文書管理システムは、文書の収受、起案をすべて記録し、文書管理の効率化と情報公開に対応し、財務会計電子決済システムは、押印による決済の省力化と紙文書の省略化を行い、一般会計では紙伝票による持ち回り決済から、それぞれの画面での決済事務となりました。

平成16年度は、地域イントラネット基盤施設整備事業を活用し、自営の光ファイバーを用いて真室川町情報センターを中心として、小中学校11カ所、役場と出張所4カ所、中央公民館、梅里苑等9カ所の、計26公共施設をネットワーク化することにより、住民サービスの向上を図ってきました。

主なアプリケーションとしては、総合行政情報システム、教育学習情報システム、福祉医療情報システム、防災情報提供システムの4つを構築し、住民サービスの向上に努めてまいりました。しかしながら、一般家庭への光ケーブルによるブロードバンド回線の普及は、民間通信事業者による真室川地区に限定されていたことから、安楽城地区、及位地区においてはADSL等のナローバンドによる通信しか使えない状況で、住民の満足度も低く、また、民間の携帯電話施設が未整備の地区も相当あり、通信インフラは未整備のため、企業活動においても支障のある状況でありました。

当時の町民のブロードバンド環境については、利用可能世帯カバー率が50.1%と県内で最も低く、町民の生活はもとより、企業産業活動にも支障が出ていましたが、通信事業に対する要望を行っても、事業者単独によるブロードバンドサービスの提供が見込めないことがわかりました。

また、当町は過去に大規模な災害に見舞われながら、同報系防災放送の整備が行われていなかったため、災害時の職員、消防団の招集、地域住民への情報提供、安否確認を行うシステムの構築が求められており、さらには平成23年度に完全移行する地上波デジタル放送の難視聴も懸念されることから、将来を見据えたさらに効果的な、効率的な情報基盤整備の計画が必要とされていました。

平成19年度は地域情報通信基盤整備事業を活用し、町内全域に光ファイバー網を敷設したことにより、全世帯が高速インターネットを利用できる環境が整い、以前のカバー率50.1%から100%とすることができました。

同時に、緊急連絡システム及び防災放送システムを整備し、町内の公共施設等30カ所に防災放送塔を設置し、緊急連絡や定時放送を開始いたしました。

平成22年度から防災放送システム整備事業を導入し、光ファイバー通信網及び無線LANを

利用した、町内全域をカバーする防災放送塔63基の整備に着手し、同時に光ファイバーを利用して、地上デジタル放送難視地区へ電波の再送信を行うため、辺地共聴施設整備事業を活用し、13の共聴組合への配信、また携帯電話不感地帯解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を活用して6カ所に通信用鉄塔を整備し、これらは平成23年度に完成をみたところであります。

平成24年4月から、行政事務のシステムにつきましても、耐震免震構造を持った民間のデータセンターにデータを置くことで、自前のコンピュータサーバをなくし、運用管理面や経費面からの利点を生かすクラウドシステムを取り入れており、さらに大規模災害でデータセンターへの通信網が切れた場合でも、ある程度の事務業務継続ができるよう、住民情報照会発行サーバを設置して、リスク分散等を図っております。

以上、過去10年余りの町の情報化の取り組みについて概略を申し上げました。現在のところ、情報関連機器整備や、公共施設等の環境のハード部分については、整備がほぼ完了していると考えております。本年4月末現在の町のブロードバンド加入者は1,000件を超え、通信事業者が平成20年当時に示した目標を達成したとのことであります。

しかし、多くの町民がこれらの環境を利用し、日常生活で情報を取り入れた利便性のある生活をされているかという点では、まだまだ普及していないように思います。第5次真室川町総合計画の目標の一つ、ひと・もの・こころが交流するまちづくりに、IT講習会実施等により町民の情報活用能力向上を図り、だれもが情報通信の恩恵を受けられる地域づくりを推進するとしています。

子供からお年寄り、勤労者や主婦まで、多くの町民の方が、インターネット等の情報サービス利用に抵抗なく接することができるよう、情報センターを開放しながらパソコン講座を開催してまいります。また、今年5月から町ホームページをリニューアルし、トップページに町イベントリポートを配置するなど、常に親しみやすい行政情報を提供する取り組みも力を入れてまいります。

今後もさらに高度化、多様化する情報ニーズに対応するため、各種情報システムの整備を促進し、情報提供サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩いたします。

会議の再開を午後1時といたします。

（午前11時47分）

（休 憩）

（午後 1時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。引き続き発言を許可いたします。2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） はい。私が議場で町長にこのような質問ができるのは、先の町会議員選挙で真

室川町民から1票1票の積み上げを、積み上げにより選出された結果によるものであります。議員バッチは町民の声を聞く集音マイクであるとたとえる人もおりますように、議員は町民の要望や意見を把握し、町政に反映されているか、また提案された議案が町民の福祉、健康、教育文化、安心安全施策、産業振興、町民サービス、町政運営方法、平等性を効率的に反映されるよう質疑し、チェック機能を果たしているか等に町民は期待しております。

本年3月、金山町議会が町内全世帯を対象に実施したアンケート結果では、町民に最も期待する役割は、町民の要望を把握し、調整に反映されているかが59.6%を占めておりました。町議会委員が町政に反映させる方法は、議場における質疑や弁説であります。

議員内閣制とは違い、町政執行議委員とはなれず、立法に関わる行為、賛否権が付議されております。デモクラシー発祥の地、イギリスの政治家、マリーコは、19世紀に、議会政治は弁論の政治である。だから、弁説は政治家の資格として価値の高いものであるとっております。

また、岩手県知事、三期後に総務大臣をされ、現在東京大学公共政策大学院客員教授の増田寛也氏は、二元代表制は議員内閣制と比べ、主張と議会側との更に深い議論が期待される。そこに本来、知事与党は存在せず、すべて野党であるべきだ。住民に疑念を抱かせないため、プラスワンのような議会ルールや、与党とて時には知事提案を否決や、修正する気概を見せる事も大事だ、と指摘しております。

本年3月12日、庄内町議会で日下部勇一議員は、通算150回目の一般質問に立ちました。日下部氏は昭和49年の初当選以来、11期連続当選し、長年にわたり町の考え方をただし続けて来ました。町民の声を町政に届け、解決するのが信念で、これからも体が続く限り一般質問に挑み、町政の活性化に貢献したいと話しておりました。庄内町議会は、議会運営の功労者として、議会最終日に日下部議員を表彰したと報道されておりました。市長村長や、市町村議会は二元代表制で、議会活性化は永遠の課題であろうと思います。

もし、議場における議員質疑や弁説の議員活動を、町執行部を困らせている、正義感取り、町職員に圧力をかけている、と捉えている人がいるとするならば、それは民主主義、三権分立、憲法はおろか、議会活動を否定することになります。そのような議会活動を否定する環境が当町にあるとすれば、徹底的に糾弾していかなければなりません。

現在、真室川町議会議員は11名ですが、数十年前は各界、各層からなる30名弱の議員構成で活発な論戦を展開したものであります。その当時の町職員の方々のご意見は、議員質疑を困らせているとか、足引っ張り等とは感じなかった。むしろそれぞれの立場の役割があり、担当の関係議案に対し、いつも自分に仮想質疑をするなり、他市町村との情報交換や、県関係役所との連携を密に説明に努めた、とのことであります。将に議会政治は弁論の政治として、価値を認めた上で対応していたのではないのでしょうか。

それでは、先に通告しておりました「町民目線で町役場の改革推進について」、2点の視点

で質問いたします。1点目は、「町民目線での職員の意識改革と資質向上」です。真室川町行財政改革大綱の1ページの始めに、「前回大綱での職員数や歳出削減を中心とする量の改革から質の改革へ転換することであり、改革の原点に立ち戻り、課題やその解決策に対し、「気づき・考え・行動する」職員の資質向上と、組織体制の確立を図っていくことであると考えます。」と提示されております。時の課題策である人材育成プログラムの策定、職員の職務能力、政策立案能力、組織としての業務遂行の向上、更に喫緊の課題として、スピード感、可能性の追求、正確で多くの情報収集と情報発信力不足の解消に向けた戦略手法の開発等々が職員の資質向上に不可欠と言えます。

また、町民サービス、情報価値という言葉の中身がいつまでも同じとは限りません。日進月歩で加速度的に変化しております。昨日と同じ仕事を万全と繰り返すのではなく、課題を乗り越えるステップアップも職員の資質向上に不可欠であります。個人情報保護法を盾に、やれない口実を見出すのではなく、大綱に提示している「町職員は気づき・考え・行動する」、そしてスピード感をもってやる可能性を追求すべきでないでしょうか。

退職された町職員の方は、時代が変わったのか、自分が担当していた頃の町民サービス業務が少なくなったような気がする、また最近の広報誌やお知らせによる専門用語の羅列は、どう理解すれば良いのでしょうか、とのことでした。高齢化率が郡内2位、県内6位の当町に、町民目線がいかに重要か痛感いたしました。

近年、インターネットの普及で、全国の都道府県や市長村議会における質疑状況が動画で見ることができます。先般、県内の市議会における一般質問で、「市長と会っても挨拶もしない市職員がいる、どんな指導をしているのか」との痛烈な質疑に市長は「昼食時の混み合った市庁舎の食堂でよくすれ違い様に会釈を受け返したり、私は職員と会話しながら出向いたりしたりすることもある。市職員が視線があっても、意識して挨拶をしていない、と感じていない、市民には混雑する窓口には案内係を配置し、立って対面挨拶し、指導案内を実施している、市民目線に立った意識で窓口では、顧客視線に立った市民重視をモットーとする」との答弁でした。

住民目線と顧客視線は、行政サービスに重要なキーワードであると改めて自覚いたしました。高齢化率が県下上位の当町の集落では、町内会における役員の担い手不足で大混乱している所もあるやにお聞きいたします。町中心部での集落实態ですが、これが人口や世帯減少が激しい超高齢化率の安楽城、及位地区では、集落の維持さえ危惧される状況かと思えます。

町改革大綱の柱、地域力の向上、町民協働の地域づくりの推進、改革プラン推進の視点では、町民とのコミュニケーションを充実し、地域課題や問題意識の共有に基づいたサービス向上に努める。地域ボランティア団体との連携強化を図り、町民と行政が相互に役割を果たす仕組み作りを行う、とされております。

また、着眼点には、地域における人材の育成、地域において行政と町民の連携、町民の意見を把握できる仕組み作り、町民の行政に対する満足度の把握、高齢者が社会参画できる仕組み作り等を掲げております。

以前、多くの町内会には、納税組合活動での完納奨励金で集落の公民館建設や、ゴミステーション設置、備品購入等、経費に充当し、活発な活動がなされておりました。今こそ、行政と町内会の連携が不可欠の時ではないでしょうか。町民と共に行動をして、活力ある町づくり、町民の視点に立ち、町民の声を第一に掲げる当町で、町民協働の地域作りの推進には、地域集落との連携強化が重要であります。町内会等が求めている役員就任は、町民目線で、町民の意見を把握できる、町民の行政に対する満足度を把握する仕組み作り要因と感じられます。それには、町内会において、町民の意見を集約しやすい知恵や環境整備を推進していかなければならないと思っておりますがいかがでしょうか。

2点目は、「町民目線での行財政改革」であります。前回大綱での職員数や歳出削減を中心とするコストカットを継続しながら、町民ニーズに効果的な行政運営も喫緊の課題であると思われれます。職員の資質向上と表裏一体なのが、組織体制の確立です。近年司法に関わる国家公務員、法を取り締まる警察官、地方自治に奉仕する地方公務員等で不祥事が多発いたしております。

昨年、ある町の入札指名をめぐる事件は、記憶に新しい不祥事であります。憲法第15条に規定する、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない、とし、国民目線、住民目線を重んじております。

昨年の事件以来、各市町村では、市長村長の決裁や、関与を排除した入札制度の改善を図っております。当町の改善動向はいかがなものでしょうか。組織体制の確立には、人事の活性化により、町民ニーズに効果的な行政運営の推進が重要であると思われれます。人事による閉塞感、業者との癒着、不正経理、なれ合い、研究心の欠如等々から不祥事が発生してまいります。本年3月、給与を担当する村山地域の市職員の不正残業手当事件は、組織の閉塞感からと言えます。

山形県は、平成24年度、25年度の2年間、東日本大震災における被災3県への職員派遣や新部署の新設等から、県内市町村との人事交流を縮小するとしております。県との人事交流を実施している市町村間で、大きな格差が生じております。聞くところによれば、郡内のある町村で、県に復帰赴任する職員は、新設の環境エネルギー政策推進課戦略推進主査で昇格人事、一方町村に帰還する職員の職歴は、県産米ブランド推進課つや姫戦略室と聞きます。

また、帰還する職員の下では、平成24年度を再生エネルギー元年と位置づけ、県サイドの大型プロジェクトと、町単独の大型プロジェクトで活性化を図るとお聞きいたしております。本町の再生可能エネルギー政策との相違が、「人が輝き、町が輝き、未来が輝く真室川」にほど

遠い感がするのは、私だけでしょうか。これらの政策戦略は、長年の人事交流、正確で多くの情報収集と情報発信力の戦略、人事の活性化等長期ビジョンによるものだと思います。

正確で多くの情報収集と情報発信力には、多くのリスク、交流人脈、職員の資質、そして町民目線での行政運営が最も重要と言えます。町民と共に行動して、活力ある町づくり、町民の視点に立ち、町民の声を第一に掲げ、更に町民に開かれた町政の推進を町内外に発信している町長に、町民サービスの充実を目指す町民目線で町役場の改革推進について、以下の項目別に見解をお伺いいたします。

1点目は、町民目線での職員の意識改革と資質向上についてであります。

1、町の大綱では、適切かつ迅速な情報提供に努め、行政運営の透明化の確保を掲げておりますが、正確で多くの情報収集と情報発信力の解消に向けた戦略手法の開発が必要ではないか。

2、町行革大綱の柱。地域力の向上、町民協働の地域作りの推進を図るため、各町内会の総会資料等を収集し、傾向分析・課題支援策の検討や、地域担当職員を活用した町内会における町民の意見把握の環境整備と、集約活用の検討会の実施を。

2点目は、町民目線での行財政改革推進に向けて。

1、市町村長の決裁や、関与を排除した当町の入札制度改善状況と検討課題は。

2、全組織、全職員の行政課題である行財政改革に対する問題意識の共有化を図る職員提案制度の実施を。

以上、項目別に4点について、町長の見解をお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 佐藤勝徳議員の町民目線での職員の意識改革と資質向上についてのご質問にお答えいたします。

1点目の「正確で多くの情報収集と情報発信力不足の解消に向けた戦略手法開発が必要ではないか」についてであります。真室川町が目指すまちの将来像、「人が輝き、町が輝き、未来が輝くまむろ川」を実現するには、厳しい財政状況のもと、最小の経費で最大の効果を求めつつ、創造性を発揮し、住民と行政の協働によるまちづくりを進め、より効果的な行政経営の視点に立って推進していく必要があります。

こうした状況のもとでは、組織の活用を最大限に活かし、時代の変化を先取りしつつ、創造的かつ柔軟に対応できるような組織であることが必要であります。そのためには、職員の意識改革を図り、限られた人材の中で職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、活用できるよう長期的な方針に基づいて実践していかなければなりません。このことから、町では人材育成基本方針を策定し、真室川町がどのような人材を求め、どう育てていくかを明確にし、組織の活性化、職員の意識改革に努めております。

過去、地方自治体が実践すべき政策課題は、国、あるいは県によって明確にされ、それら課

題に適した組織体制のもとで、十分な時間をかけ、施策を慎重に検討し、確実に実施することで幾多の課題を解決してきました。その結果、このような事務事業の進め方が成功体験となって組織文化として定着しております。

しかしながら、前述の人材育成基本方針策定の目的で述べた通り、地方分権、地域主権の流れの中で、地方自治体は主体的に判断、決定し、実行できる力をつけ、組織として高いパフォーマンスを継続的に発揮することが求められています。そのためには、組織の担い手である職員一人ひとりが時代・社会の動きや住民の意識の変化を的確に把握し、新たな課題を見出し、その解決に向けて柔軟な発想で積極果敢に挑戦しなければなりません。

これらを言い換えれば、住民との新たな関係を理解し、構築していく能力、積極的に創造し、それを住民や社会に対して発信していく能力、更には自己決定を的確に行い、よりよい地域社会を形成するための政策立案能力の向上が、今後のまちづくりを進める上で最も重要であり、行政に携わる職員が一丸となってこれにあたらなければなりません。

このことから、本町において求められる職員像を、変化を先取りし、経営感覚を持ち、住民の立場に立って考え行動できる職員としております。求められる職員像を実現するため、政策形成能力、マネジメント能力、法務能力、職務遂行能力、及び対人能力等の向上が挙げられ、これらに加え、職位に応じて変革する能力、企画立案する能力、情報を受容する能力等が必要とされます。

これらの人材育成のため、職員の研修の充実に努めており、その時代や町民のニーズに合わせた研修メニューが増え、必要とする職員には計画的に、希望者には積極的に受講させております。研修の内容は、最上地域で行う新規採用職員研修と、県内市町村が共同運営の研修協議会が開催するものがあり、職責ごとの研修の他、プレゼン研修、コーチング研修、協働のまちづくり研修など、20種類を超えるメニューが用意されております。情報化社会と言われる現代社会の中では、いろいろな情報が溢れ、時には混乱を招くことさえあり、的確な情報処理能力が求められています。

また、情報発信能力につきましても、職員は幅広い知識の取得が求められ、それを理解、分析し、活用していくことは経験の中で培われていくものであり、一長一短にはできないと思われれます。現在の研修制度を最大限活用し、職員個々の総合的な職務遂行能力の向上に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「町内会の総会資料を収集し、課題支援策の検討、地域担当制を活用し、町内会における町民の意見把握の環境整備と集約活用の検討実施」についてであります。平成19年に地域担当制が発足し、5年が経過いたしました。この間、121項目による連絡、相談及び要望事項が報告されておりますが、その多くは道路修理や除雪等に対する陳情的なもので、集落活性化に関する事項は少ない物が現状であります。

地域担当制の本来の目的は、行政と地域が、お互い情報を共有し、これまで以上に身近な力強い信頼関係を築き、協力して地域作りのため、お互いの知恵を出し合い、実行していくことが住民主体のまちづくりの基本となるものと考え、職員が地域に出て、お互いの情報を交換しあうこと、地域の要望や課題を話し合うことで、住民ニーズの把握と町づくりのヒントを得る絶好の機会と捉え、実施しております。

現在、79地区に124名の職員を25班体制で配置し、毎月2回の区長文書配布と併せ、区長さん方と面談し、集落内の実情や話題、課題について情報交換を行っております。また、区長会役員会の席をお借りし、地域担当制の在り方についてご意見、要望をお聞きし、制度が充実かつ実りあるものになるよう努めております。

異動がある4月初めの区長文書配布の際は、必ず区長さんと連絡を取り、今年1年間この地区を担当することになりました誰々です、と挨拶するよう指示をした所であります。以前にこのような事案がございました。ほぼ限界集落に近い状態の集落の区長さんに、ここは高齢者が多いようですが、町内会の行事等で困っていませんか、と担当職員が尋ねた所、何故そのようなことを聞くの、今の所別にない、困ったら役場に相談に行く、とげげんな顔で言われた所であります。

集落には、地理的特性、歴史や伝統があり、独自のコミュニティ活動が展開されていることが多く、それを次世代へ継承しようと日々努力されております。あくまでも地域課題を解決する基本は地域であり、町は側面から支える、バックアップするもので、地域の自主的経営を大原則として進めてまいります。

人口減少や、少子高齢化によって、益々地域コミュニティの衰退が懸念されることから、まず職員ができることとして、地域住民に接する機会、耳を向ける機会を多く持ち、地域のいろいろな可能性を引き出すことが集落活性化の一步になると考えております。職員の接遇や、政策能力を高める研修的な意味合いも持ちながら、「地域の課題は地域に学べ」の姿勢を保ち、集落活動への参画や、集落発展に向けての後方支援という立場でスキルアップに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「町民目線での行財政改革推進に向けて」のご質問、1点目の「市町村長の決裁や関与を排除した、真室川町の入札制度改善状況と検討課題は、についてであります。大石田町の事件をきっかけに、首長の入札への関与が問題となりましたが、当町では、以前から入札予定価格設定や、入札執行は、助役が行っており、私が就任してからは、総務課長がその事務を行っております。

指名業者選定審査会も、総務課長を会長に5名の課長で、適正な審査を行ってきております。指名業者選定から入札執行まで、全て事後に報告を受けることとなっておりますので、関与する余地はありません。ただ、地方自治法で契約担当者は、自治体の長であること、また、地方

自治法施行令第167条の12に、「普通地方公共団体の長は、指名競争入札により、契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。」とあることから各書式には、決裁欄があり、押印をしておりましたが、誤解の生じないよう、今年度から、各書式から決裁欄も削除し、形式的な形式的、実質的に総務課長に委任をしておりますので、私は入札結果の報告を受けるのみとなっておりますので、特に改善する点はありません。

検討課題として、財政効率と透明性を高める一般競争入札の導入がありますが、いつの時点で行うかについてはしばらく検討を要したいと考えております。

2点目の全組織、全職員の行政課題である行財政改革に対する問題意識の共有化を図る職員提案制度の新設についてであります。職員の意識改革や資質向上につきましては、今回のみならず、過去の議員各位のご質問でお答えしてきておりますが、職員には行政事務を行う立場での考えと地域生活を通じた町民目線での考えがあろうと思います。

その考えを、セクションや権限を越えた意見として表わせるもの、また受け入れる環境も必要であると考えます。これまで私が20代の若い職員から直接意見や考えを聞く機会や、業務と課内のまとめ役である課長補佐1人ずつと話をする機会を設けてきました。また、人事異動の希望を取る際に、個人名を出さない条件で、個々の考え、意見、提案を自由に記入できるアンケートも毎年行っており、前向きな意見や参考になる考え、アイデアは政策調整会議での参考にしております。

こうした取組を既に実施してきておりますので、制度の新設というよりは、これらの機会を増やす前向きな意見、考えを遠慮せずに出し合える環境や雰囲気作りを進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き発言を許可します。1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 通告に沿って一般質問を行いたいと思います。

平成22年の政権交代で、当町の行政運営はどう変わったのか、また町民生活向上にどう繋がったのか、町の経済効果がどうだったのか、町政運営にどう影響したのか、政権交代前より町政運営が厳しい状態だったのか、次の4項目について町長に伺いたいと思います。

1点目の地方交付税でございます。政権交代前の三位一体改革、いわゆる国庫補助負担金改革、地方交付税総額の削減、税源移譲によって、地方交付税総額が抑制をされたわけでありませぬ。政権交代後、地方交付税の1.1兆円の増額、実質的な地方交付税、臨時財政対策債を含めると、3兆6,316億円、これは平成22年度でございます。このように増額となっております。

地域主権改革の改革に沿った財源の充実を図るため、平成23年地方交付税総額を4,799億円の増額、また平成24年度地方交付税の増額確保と算定内容を改正し、震災復興特別交付税とは別に811億円の増額となっております。当町として、交付税の増額に対して、町民の生活向上

にどう反映されたのか、また町の投資的事業、経済効果にどう繋げたのか、町長に伺いたいと思います。

2点目でございます。農業の戸別所得補償制度でございます。平成24年度戸別所得補償制度の概要については、①として畑作物の所得補償、これは予算額で2,123億円、加入件数として9,900件でございます。②として田の活用の所得補償、予算額が2,284億円、これの対象者については67万8,000件でございます。③の米の所得補償、1,929億円これについては、加入件数が106万3,000件でございます。④として加算措置として150億円を24年度の戸別補償制度というようなことで予算化になっております。

前年度当町の農業の戸別補償については、1億5,000万、1億数千万というふう聞いておられるわけでありましてけれども、このように本年度も予算化をされました戸別補償制度に対する評価についてアンケート調査では、モデル対策に加入した農業者の4人に3人はモデル対策を評価しております。当町の基幹産業である農業の戸別所得補償制度について、行政としてどう見ているのかを示して欲しい。

また、当町の加入農業者の農業経営がどう変わったのか、今後農業経営の方向性について町長に伺いたいと思います。

3点目でございます。医療・介護の再生についてでございます。政権交代前の社会補償費については、ご承知の通り2,200億円の削減、政権交代後の社会補償については、①として平成22年度27.3兆円、9.8%の増。②23年度、28.7兆円、5.3%の増、③24年度、26.4兆円、8.1%の増と24年度については、別途交付国債として、2.5兆円を年金財源を確保しております。

また、診療報酬の改定であります。政権交代後は、10年ぶりに診療報酬のプラス改定をいたしました。22年にプラス0.19%になっております。また、医師不足解消については、小児科、産科、外科などを中心とする医師不足解消に向けて、医学部定員を着実に増員しております。政権交代前の平成20年度では、医師数が7,793名、政権交代後、平成23年度については8,923名でございます。この2年間で医師については、1,130名増員になっております。

介護サービスの拡充、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で生活できる介護の実現を目指して、24時間対応の定期巡回随時対応型サービスの創設、或いはサービス付き高齢者向け住宅の登録制度を創設、介護労働者の処遇改善の恒久化など、政権交代後の取組実績が出ております。

当町も、当町の病院も診療報酬改定にも関わらず、医師不足のため赤字運営を余儀なくされております。他の病院については、診療報酬改定で、黒字化の病院が増えている現状でございます。当町の医療・介護の取組は、国の制度改定を踏まえて、どう対応してきたか、町長に伺いたいと思います。

4点目、子ども手当でございます。総額、政権交代前、約1兆円、支給対象については、こ

のときは中学生は対象外でございました。政権交代後2.3兆円、支給対象中学生が対象になりました。更には、所得制限超にも、月額5,000円が給付されるということでございます。

子ども手当でいわゆる少子高齢化の中で、出生率アップ、政権交代前については、合計特殊出生率が、1.37から1.39にアップをいたしております。今年度の24年度出生率、23年度の出生率も出たわけでありましてけれども、1.39と平行線と変わらず、というのがマスコミ報道されております。

また保育サービスも大幅に拡充、対前年度比、21年度1.1万人が増でございます。22年度については、2.6万人が増になっております。23年度については、4.6万人増の結果、いわゆる児童15歳以下では、1人あたり21年度、8,000円から24年度で1.8万円の増額になっております。また、平成22年から高校の無償化の実施など、子育ての環境が整ってきております。町内の子育て環境が大きく変わってきているわけでありまして、子育て家庭の環境がどう変わったのか、町長に伺いたいと思います。

以上4項目について質問いたしました。国の各年度予算執行の現実の数字を記載したものでございます。政権前、政権後の表現はわかりやすく表現したものであります。あくまでも町政運営、町民の生活環境がどう変わったか、町の考えを聞く物でございます。一定の政党の批判をしたものではありませんので、誤解のないようお願いして、この場での質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 外山正利議員の、「平成22年度政権交代で当町行政運営はどう変わったのか」のご質問にお答えいたします。

1点目の地方交付税についてであります。国全体の交付税予算総額は平成19年度に過去最低額の15兆2,000億円でありましたが、翌20年度から増加に転じ、24年度には17兆5,000億円となっております。交付税で不足する地方一般財源の不足を補うために、発行が許可され、後年度に全額が交付税で措置される臨時財政対策債は、平成13年度に創設され、これを合せた総額も19年度に最小でありましたが、これ以降増額され、自民党から民主党に政権交代して最初の予算編成となった22年度には、24兆6,000億円と過去最高額となりました。ただし、原資である国税、5税は総額の半分にも満たない状況が続いており、一般会計繰入金や、借金に依存しない安定財源を確保する制度改正が急務であることは周知の課題であります。

当町に交付された地方交付税のうち、災害等の特殊事情で決定される特別交付税を除いた普通交付税の推移は、平成22年度が28億7,605万4,000円で、対前年度9,974万5,000円、3.6%の増、23年度が28億5,647万3,000円で対前年度比1,958万1,000円、0.7%の減であり、国の交付税総額と比例はしないものの、近年の最低だった16年度の25億2,742万2,000円と対比すれば、23年度で約3億3,000万円の増加となっております。町では、三位一体改革に伴って、平成17年

度に行財政改革プランを作成し、徹底した歳出の削減を図り、また総合医療保健施設建設などで、増稿した地方債残高の削減にも取り組み、財政状況の改善を行いながら、町民生活に直結する各種施策の充実を行ってきました。

特に議員ご指摘、ご質問の投資的事業については、近年では17年度が最低で、約5億2,000万円でしたが、24年度当初予算では、その財源である建設地方債を7,840万円とするなど、歳入構造を大幅に改善しながら、総額約7億2,000万円を確保したところであります。これまでも投資的事業を安定的に確保しながら、生活環境整備や、社会資本整備を安定的に継続して地域経済の活性化や、雇用の確保に努めているところでありますが、この間の地方交付税の増額分の反映や、効果につきましては、お配りしております当初予算概要説明書の投資的事業及び投資的以外の事業一覧にあります。各事業の財源内訳の一般財源の欄を見ていただければ、活用状況がおわかりになると思いますので、参照をお願いいたします。

次に、2点目の農家戸別所得補償制度についてであります。国においては、農業所得の減少、農業従事者の減少と高齢化、農村の疲弊など、農業農村は、危機的な状況にあり、安全安心な農産物の安定供給のために、産業としての持続性を回復させ、農村再生を図ることを急務として意欲ある全ての農業者の農業経営の安定を図り、地域農業の担い手として競争力ある経営体の育成と確保を目的に、平成22年度において、米や水田作物を対象にしたモデル事業を実施し、さらに平成23年度より畑作物にも対象を拡大させた農業者戸別所得補償制度を実施していることはご承知のとおりであります。

農業者戸別所得補償制度は、対象作物の生産数量目標に従って、販売目的で生産する販売農家が、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と、国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と、農業の多面的機能を維持することを目的として、平成23年度より実施されている政策であり、米、大豆、そして水田についてはこれに加えて飼料作物、米粉用米、飼料用米、ホールクroppサイレイジ用稲、加工用米、園芸作物が対象となっています。

当町の平成23年度の交付金額の実績についてであります。米に対する助成は生産数量目標を守った農業者が対象で、定額10アール当たり、1万5,000円の米の所得補償交付金について、547名の1億5,286万500円、畑作物の所得補償交付金の営農継続払いについて、9名、22万200平米の440万4,000円、同じく数量払いについて、4名の218万8,680円、水田活用の所得補償交付金について、598.57ヘクタールの1億8,698万135円、加算措置について、規模拡大加算の1万7,100平米、34万2,000円の実績となっております。

評価につきましては、第1に稲作経営の安定という観点であります。平成22年度に実施された米所得モデル補償事業においては、定額部分の1億5,573万円に加えて、平成22年度産米については、米価が14.3%程度下落したことから、1億5,676万8,200円が変動部分として交付さ

れました。規模に応じて、稲作農家経営に与える影響が大きいことから、大規模層ほど有用な制度と言えます。

第2に、転作の推進という観点であります。食料自給率の向上へ向けて、水田を有効活用して、大豆、米粉用米、飼料用米の生産拡大を図るため、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金が面積払いで交付されました。

当町においては、例えば飼料米について、平成21年の16ヘクタールから、平成23年の73ヘクタールまで拡大し、飼料作物の自給率が向上し得た大きな要因がこの交付金の高い水準によるものと考えます。また米の生産調整の参加率ですが、不参加農家数について、平成21年の27戸から、平成23年の13戸と減少しており、計画生産が達成されるとともに、国においても過剰作付け面積が平成22年の4万1,000ヘクタールから、23年の2万2,000ヘクタールと約2万ヘクタール減少し、需給調整が進んでおります。

一方、国が定めた我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画における平地で20ないし、30ヘクタール、中山間地域において、10ないし20ヘクタールの経営体を大層とする構造へ向けての規模拡大、そのための担い手の形成が必要とされているものの、当町の10ヘクタール以上の経営体は、18戸とまだ少なく、更に出し手対策や、集落営農組織の育成など競争力ある担い手づくりを進めていく必要がありますし、法律化された制度ではないために、施策の継続性に不安を持つ農業者も多くいることも現実であります。

政策の評価には、生産者がどのように政策を受けとめているのかも考慮されるべき観点と思われれます。平成23年2月の国のアンケート調査において、7割以上の生産者がそのまま継続か骨格を維持した上での改善との評価であったことは、戸別所得補償の骨格の維持が生産者の意向であることと考えられます。こうした政府の諸政策の目的、メリットを活かしながら、売れる米づくりの推進と、水田を活用した畑作物と園芸の振興、構築、連携による資源循環型農業の推進と農地の集積の取組を今後とも進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の医療・診療報酬の改定につきましては、平成22年度で0.19%のプラス改定、平成24年度改定でも0.004%のプラス改定となりましたが、改定内容については、救急、産科、小児科、外科の充実等に対して、重点的に配分を行ったことから、プラス改定ではあっても、当町立病院には、プラスの要因は少なかったものと判断をしているところであります。

これまで町立病院では、診療報酬の改定に合わせ、医師、看護師、技師を含めた医療スタッフと事務職が合同会議を設け、診療報酬改定に伴い、変更された加算項目等のチェックを行い、町立病院で加算可能な項目の取りこぼしがないように努めるとともに、他医療機関と連携することで可能となる加算項目については、県立新庄病院や、町立最上病院などの他医療機関との連携も図りながら、診療報酬増につながる取り組みを行ってまいりました。

診療報酬の改定が、当町立病院への影響は少なかったとはいえ、これまでの抑制方向からの

転換が図られたことは、病院経営の面では評価できるものと判断しております。また、医師不足解消に対する取り組みについても、長年続いた医師抑制政策を転換し、新医師確保対策、緊急医師確保対策により、議員の示された数字のとおり、全国の医学部の定員については、平成20年度から23年度までの4年間で1,130名の増員となっており、山形大学医学部の定員についても、100名から125名と増員が図られています。

しかしながら、正式に医師が誕生するまでには、年数を必要とすることから、医師が増加したと感じるにはまだ年月を要すると思いますが、医師不足解消のために、医師抑制策の方向転換を図ったことは、医師不足に悩む地方の自治体病院として大いに期待しているところであります。今後も町医療の中核としての、使命感を持ち続けながら、国、県からの施策の変更等の情報を敏感に受けとめ、町民の安心と信頼される医療を目指してまいります。

一方、介護保険においては、平成21年から第4期計画が進んでいる中での政権交代であり、制度及び報酬への影響はなかったものの、本年度から始まった第5期計画に向けた制度改正、サービス体制の整備では、地域包括ケアシステムの基盤強化、医療と介護の役割分担、連携効果、認知症対策の強化を柱とし、これに伴う介護報酬体系の見直しが行われました。

第4期では、国から直接各事業者へ交付されていた介護職員処遇改善対策費が各サービスの介護報酬所定単位数に上乗せ加算する方式となり、これが介護給付費に反映し、介護保険料に影響を及ぼしています。施設整備においては、従前の要介護2以上の認定者数の37%以下とした施設利用目標数である参酌基準が撤廃され、各都道府県の実情に応じた整備計画が策定することが認められ、あわせて地域介護、福祉空間整備等交付金の充実が図られたことにより、介護老人保健施設、梅花苑の誘致、整備、開所につながりました。

このように介護保険制度とサービス基準の整備の充実、高齢化の進展に伴う介護サービス利用者数の増加によって、介護給付費が増大することを踏まえ、第5期の基準介護保険料月額是全国平均4,972円、山形県平均4,784円、真室川町4,993円と第4期から大幅に引き上げざるを得ない状況となりました。

第5期に国が推進しようとしている地域包括ケアシステムの基盤強化については、当町では既に平成14年10月に総合医療福祉施設ヘルスケアセンターまむろ川を開設し、保健、医療、福祉、介護が連携したサービス体制を整えてまいりました。

地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議、ケース検討会、居宅会合支援事業所情報交換会を定期的で開催し、行政、医療機関、社会福祉法人、医療法人社団、株式会社等民間組織、地域組織が情報共有、連携、連動して町民に対して必要なサービスを適時、適切に提供できるよう、さらなる充実に努めてまいります。

4点目の子ども手当についてであります。社会全体で子供を育てるという理念の1つとしての手当支給制度であります。この間、平成22年6月分より、児童手当法から子ども手当法、

23年2月から9月は、子ども手当つなぎ法、10月から24年3月は、子ども手当特別措置法、そして24年4月からは、改正児童手当法に基づき中学生まで支給されてきました。その都度、支給対象者、支給金額、所得制限の有無、国と地方の負担割合などが変更され、受給者への制度周知、理解はもとより、受給等手続や、度重なる電算システムの回収など、自治体業務も混乱を来し、多忙を極めたことは事実であります。

この間、支給された手当は、平成21年度の児童手当総額、5,607万5,000円に対して、22年度支給額は、1億2,394万1,000円、23年度支給額は、1億2,607万2,000円と、倍以上となっております。町負担もふえてはいるものの、子供を持つ保護者への経済支援効果は大きなものであります。

また、あわせて実施された高校授業料無償化の町内の影響は、軽減額として平成22年度が3,916万4,000円、23年度が3,244万2,000円、24年度が2,895万2,000円となります。厳しい雇用情勢、賃金情勢の中では、子育てのみならず、家計にとって大きな支援となっているものと思われる。

町内の子育て家庭の環境の変化についてですが、国の施策である子ども手当や、高校無償化の経済支援とともに、町の施策として次期、後期次世代育成支援行動計画に基づき、認定こども園や保育所の機能充実、子育て支援センターや、子育て相談窓口の充実、子育て応援団や子育てサークルの活動による交流の場の増加、妊婦健診、法定予防接種の子宮頸がん等、予防ワクチンの公費負担化、中学生までの医療費自己負担無償化などの各種施策を実施してまいりました。

少子化の中で安心して子供を産み、子育てに夢を持ち、子育てを健全にたくましく育てられる社会環境の整備を進めてきております。個々の家庭環境については、それぞれの事情もあり、どのように変化してきたかは把握できませんが、経済的支援、子育て支援基盤、地域での子育て支援活動の充実などにより、子供は地域の宝、地域で子供を見守り育てる体制は整いつつあると思われまます。

現在、国会で審議中の「子ども・子育て新システム」の関連法案の行方は不透明ではありますが、これまで町が推進してきた子育て支援施策を継続し、地域で子育てを支え、さらにこども園、保育所の就学前教育施設と、小学校、中学校の義務教育施設を連携、連動させ、子供の最善の利益につながる連続した発育、発達、考える力、生き抜く力を持たせられるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） 一般質問の内容については、町の事業、直接の質問ではなかったわけでありまして、いずれにしてもどんな答弁戻ってくるのかなというようなことで、思っておりました。

正確に把握をして、一定の評価ではないのかなと思っておりますけれども、ただ地方交付税

が23年度で3億3,000万増額になったと、こういうようなことの中で、総合医療保険施設など施設の建設とか、あるいは地方債の残高の削減、これはいずれにしても大事な部分でありますけれども、ただ裏を返せば、今町の中で何が今大事なのかなと。財政の使い方、例えばやはり雇用、いわゆる町民人口がどんどん減っている中で、働く場所がない、こういうようなことが今町の、私は今直近の課題なのではないかといつもこう思っているわけでありまして。

そういった国からの地方交付税がふえている中で、地方債の返済もいいわけでありましてけれども、ちょっと返済を緩めて、大きい雇用を創出する事業を取り組むとか、こういうことであればよかったのかなとこういうふうに私が思っております。このことについて、三位一体改革から政権交代したわけでありましてけれども、あの三位一体改革のままずっと来たとしたら、地方自治体というのは、どういう姿になっていたというようなこと、仮定の質問で大変申しわけないですけれども、町長のちょっとした考え方で結構ですので、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） あのままでしたら、ということでありましてけれども、このような平成17年度ですか、そのときに町債が82億であったわけでありまして。あのような状態が続いていけば、今の58億ほどに減らすということはできなかったのではないのかなと思っておりますし、またいろいろな公共事業等、交付金、地方に光をそそぐ交付金等来ましたので、そういう点から見れば、本当にいろいろな事業がこの間できたものと思っております。

また政権が変わりまして、それが持続してやってもらえたということに関して、真室川町としては大変よい環境ではなかったのかなと思っておりますし、確かに雇用の面は、議員が言われるところであります。80億から50億というようなところになってきてはおりますけれども、以前にも言いましたけれども、最上町さんでは、まだ30億というようなところであります。

それにまでというような考えは持ち合わせておりませんが、健全財政ということを確認しながら、やっていかなければと思っておりますし、皆さんのこれからのご協力についてもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） 次に、戸別補償の関係でありますけれども、かなりやっぱり当町には入ってきていたんだとこういうふうに数字を提示されて思っております。このことについて、やはり農家が収入のいわゆる不足分を国で補填しているというようなことですから、普通の生活だと言えば、生活、普通に戻ったということになるわけですが、いわゆるこのことによって農家自身のいわゆるどこの農家でも負債が、借金持っているわけですが、こういった借金が減ったとか、そういう調査といいますか、そういうものは自治体としてはやっていませんか。町としてはやっていないですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 一人一人、農家の人達のところではまだつかめておりませんが、畑作に転じたということでは、収入はふえてはいるんですけれども、それに投資した機械等があるわけでありまして。その返済等で、ということでは生産高は上がっているんですけれども、実、農家の人たちに入のお金はまだふえてはいないと認識しております。

今後続いていければ、この制度が続いていければ、徐々に回復して機械の返済等も終わってくれば、利益が上がっていくものと期待しているところでありますし、畜産等も町としても投資してきたわけでありまして、数年かかるとは思いますけれども、それによって町の財政にもよくなることを期待しながら考えているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） はい、あと2点で終わりますけれども、医療介護の再生の関係ですけれども、いわゆる診療報酬が変わって、介護職員のいわゆる待遇の改善、これはもうおそらく6月ですから、新採の初任給とか、或いは現在の職員のベースアップとか、この辺については、どうかされているのか、それ1つ聞きたいということと、最後になりますけれども、子ども手当ですけれども、経済的支援効果が非常に大きいというような答弁いただいたわけでありましてけれども、ここのいわゆる子ども手当の関係で、いわゆる町として、特に学校給食などの未納などで頭悩んできたわけです。

この子ども手当入ってくることによって、そういった学校給食の未納が減ってきたのか、ふえたのか、横ばいなのか、この辺についてわかる範囲で答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 最初の介護職員の処遇改善についてです。

処遇改善するのは、それぞれの事業所でありまして、その事業所がどういう形で処遇改善にしているかということまでの実態はここでは把握できておりませんが、多くは手当という形でなされているように聞いております。

本年度からの報酬改定につきましては、この間の説明も申し上げましたけれども、基本部分にそれぞれの事業形態によって、サービス、特養とかデイサービスとか、それぞれパーセントは違うのですが、上乘せ加算ということになるそうですので、その部分についての総金額がちょっとそれぞれ違うものですから何とも言えませんが、おそらくそう多くはないだろうと思いますので、基本ベースが上がるというような改善の形はあまり多くはとられていないのではないかと想像をいたします。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 子ども手当の支給による給食費未納の改善の関係でございます。これに

については、所定の手続に基づきまして、該当する保護者をお願いをいたしまして、子ども手当からの引き去り、あるいは優先した支払いに当たっていただいております。したがって、子ども手当の支給により、給食費未納は、大幅に減ったということでございます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第8**、以上をもって本日の会議日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時16分）